

平成19年11月6日（火）

於：環境省 第一会議室

第4回 ペットフードの安全確保に関する研究会議事概要

目 次

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 調査結果等の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) とりまとめ方向に関する意見交換・・・・・・・・・・ 8
 - (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 閉会

1. 開 会

○植田動物愛護管理室長 それでは皆さん揃いましたので、これより第4回ペットフードの安全確保に関する研究会を開催いたします。

2. 議 事

○植田動物愛護管理室長 本日は鬼武委員と山崎委員がご都合により欠席されており、8名の委員にご出席を頂いております。

議事に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

お手元に配布されていない資料がありましたら、お申し出ください。

それでは、これからの議事の進行は阿部座長にお願いいたします。

○阿部座長 阿部でございます。前回同様、本日も議事進行にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

本日は第4回ということですが、二つの大きなテーマがあります。一つは国民意識調査や表示に関する法的制度等の事務局の説明事項に加えまして、大島委員から、日本ペット栄養学会の安全性等に関する取組みについてご紹介をいただくことになりました。また、後半では、とりまとめに向けての議論をしていただきたいと思います。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思います。

それでは、まず議事の(1)調査結果等の紹介ということで、資料2から資料5まで、一括して事務局から説明をお願いします。

(1) 調査結果等の紹介

○元村飼料専門官 前回お示しできなかった国民の意識に関する調査結果と、前回の会議で奥澤委員からご依頼をいただいた表示に関する制度についてご説明いたします。また、ペットフードの安全問題につきまして、過去の事例を整理いたしましたので、参考としてご紹介いたします。

まず、資料2につきましては、ペットフードの安全に対する国民意識調査の概要を1枚紙に整理するとともに、詳細につきましては別紙として添付しております。

はじめに、資料に間違いがありましたので、訂正させていただきます。2ページ目でペットを飼育している世帯は1,351世帯、それからペット非飼育世帯は1,649世帯でございます。4ページ目でペット飼育1,649世帯となっておりますが、これは1,351世帯の誤りでございます。

次に内容でございます。市販されているペットフードはペットにとって十分な安全が確保されていると思うかについては、全体で約6割が「食品と同等又はそれ以上の安全が確

保されていると思う」、または「食品ほどではないが、ペットにとって十分な安全が確保されていると思う」と回答。4割の方は「ペットにとって十分な安全が確保されているとは思わない」、あるいは「ペットにとって安全がほとんど確保されていないと思う」と回答されており、安全確保に不安を感じておられるということ。

ペットフードの安全確保について、今後どのように進めていくべきかについては、「食品と同様の安全確保を進めるべき」と「一般の商品以上の安全確保を進めるべき」を合わせると全体で81%です。これを、ペットを飼っている世帯に限って見ると88%がペットフードについての安全確保を進めるべきという回答。このように、ペットフードの安全確保に対して強い関心が示されたということ。

ペットフードの安全を確保するための規制をどう考えるかということについては、「どちらかといえば」というものを含めて、「企業による自主規制を中心に」という回答が6割、残り4割が法規制中心に対応すべきというような回答。

ペットフードの完全確保のために、今まで以上に規制が必要だと思うペットは何かということについては、犬・猫という回答が多数。

ペットフードによる健康被害を防ぐために重要な事項は何かについては、メーカーによる原材料の安全の確認が一番多く、その次に製造時・保存時及び輸送時の安全管理の徹底等という回答。

飼い主への規制も盛り込むべきかについては、強くそう思う及びそう思うを合わせて6割以上の世帯は飼い主の規制が大事だという回答。

市販のペットフードをどの程度与えているかについては、ペットを飼っている世帯を対象に聞いたところ、犬で約7割、猫で8割の家庭が100%ペットフードのみで飼っているという回答。市販のペットフードへの高い依存率が示されたということ。

ペットフードを購入するときに一番目に重視するのは何かについては、犬・猫どちらについても安全性という回答が最も多く、その次に価格やペットの好みを重視しているということ。

ペットフードを購入する時に商品の安全を確認するために注意してみるのは表示内容のうち何かについては、原産国名、原材料名、添加物名という回答が多いということ。

以上が、1点目の国民の意識ということです。

次に、前回奥澤委員からご要望がございました、食品や家畜用の飼料等、他の法体系ではどのような表示のルールがあるかについて、資料3で整理いたしました。

法律としては、一番上の欄に記したとおり、食品については食品衛生法とJAS法、飼料については飼料安全法、その他の家庭用品については、家庭用品品質表示法があります。また、参考として、ペットフードの表示に関する公正競争規約の表示事項を示しました。

こういった表示は、いずれについても安全の確保のための表示と品質に関する表示という考え方があります。食品に関しては、食品衛生法が食品の安全の確保を目的として表示

について規定しています。これに対し、JAS法では、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の選択に資するということです。

表示事項ですが、食品に関しては、安全性の観点から品名とか添加物、あるいは期限表示とか保存方法、事業者名・所在地等の表示が義務づけられていますが、JAS法では、さらに品質面から、これらに加えて原材料や原産国名等の表示が義務づけられています。

次に、飼料安全法です。飼料安全法は、正式には「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という長い名称の法律ですが、安全と品質の両方についてのルールを定めている法律で、表示についても、その安全と品質の双方についてルールが設けられています。まず、安全確保については、飼料安全法の第3条に基づいていますが、安全確保に関する表示について、二つほど例を出しました。一つは飼料添加物を含む飼料、もう一つは動物性たんぱく質を含む飼料です。次に品質に関する表示に関しては、第32条に基づき、栄養成分についての品質の識別が困難でかつ品質の識別が特に必要な飼料についての表示事項を定めております。例えば配合飼料では、表に示したとおり表示すべき事項が定められています。両者を比べると、原材料名が品質に関する表示の方にはあるが、安全の方ではないとか、逆に添加物等は添加物を含む飼料についての表示ということ、あるいは栄養成分は、品質に関する表示事項になっているというように微妙に違っています。

それから、家庭用品品質表示法は、繊維製品や電気器具等さまざまな製品が対象になっていますが、特にこの中の雑貨工業品について、幾つか事例を抜き出してお示しました。この法律は、安全面ではなく、品質に関する表示について規定したものです。

最後に参考として、公正競争規約について記しましたが、この規約は他のものについての法令による表示に比べて、幅広い項目の設定がされております。公取規約は、不当景品及び不当表示防止法第12条に基づき、会員のルールということで設けられたものです。これとは別に、会員外を含め、また、ペットフードに限らず、いろいろな商品について不当表示があった場合には、景表法第4条で不当表示が禁止されており、優良誤認をするような表示があった場合には、公取が排除命令を行うことが、法の中で措置されています。

資料4のペットフードのリコール等事例についてですが、これは過去3年間、独立行政法人国民生活センター、米国食品医薬品局、アメリカ獣医師会、それから感染症速報から、リコール事例や被害内容のはっきりした事例を抜き出したものです。

1点だけ修正をさせていただきます。下から5番目のところで、2007年3月12日、メラミンのリコールとなっておりますが、日付が3月16日の誤りでございます。それから、このときのリコールは、製造国・米国としておりますが、米国及びカナダ産がリコールの対象になっておりましたので、日付と製造国の修正をお願いいたします。

内容については、一番上のものは詳細がはっきりいたしません。その他の事例では、サルモネラ、リステリア、ボツリヌスといった病原微生物（有害微生物）による問題、メラミンという有害な物質の混入、ヒスタミンのペットフード汚染、さらに、下三つは、ア

フラトキシムといますカビ毒ですが、こういった問題が過去に出ているということです。

以上、本日ご用意した資料についての事務局からのご説明でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き大島委員から、資料5により日本ペット栄養学会における取組みについてご紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大島委員 それでは、私の方から、今ご紹介の件につきましてお話をさせていただきます。

日本ペット栄養学会は、ペットフードに関係する団体として、今から9年ほど前に設立されました。これまで、この会議の席でペットフード工業会や公正取引協議会についてのご紹介やお話がありましたが、これらの団体とは若干趣を異にしており、ペットフードの品質向上を目的とした会員組織です。この席ではアウトラインとその取組みについてご紹介をさせていただきます。

まず1番目に、ペット栄養学会の概要でございますが、目的としては、ここに書いてありますように、ペットの栄養、健康増進及びペットフードの品質向上等に関する会員相互の知識、技術の向上とその普及を図ることとしております。

事業としては大きく五つに分けており、ペットの栄養に関する研究会の開催、機関紙等の印刷物の発行、ペットの栄養に関する研究調査の推進、ペット栄養管理士の養成、それから、その他この学会の目的を達成するために必要な事業をやっております。

事務局は社団法人の日本科学飼料協会内（ペット栄養管理士認定事業はペットフード工業会に委託）に置いてあり、設立は平成10年6月です。

会長は、日本獣医生命科学大学の名誉教授であられる本好先生、副会長が東大の辻本先生です。理事は、大学、企業等の学識経験者16名で、うち常任理事が7名。監事は大学の学識経験者2名。

内部の組織では、研究の助成を行うペット研究推進委員会、ペット栄養管理士認定委員会、ペット栄養学会誌編集委員会、ペット栄養学会大会運営委員会という四つの委員会があります。

会員は、今年3月末現在の正会員が756名。これにはペットの関係の大学及びペット関連企業の研究者・従業員、あるいは獣医師や動物病院やペットショップ等の従業員、一般企業の従業員、主婦等が含まれるほか、一般企業の従業員や主婦の方も参画されております。また、学生会員は139名、賛助会員は31社です。

2ページ目は、ペット栄養学会におけるペットフードの安全に関する取組みについてです。

大きく分けると、ペット栄養管理士養成講座における啓蒙活動と学術・研究発表大会、講演会開催、海外派遣を通しての研究や情報の紹介・収集になります。

ペット栄養管理士養成講座は、ペットの栄養に関する知識の普及と指導に必要な人材を

養成して、ペットの健康維持を図り、動物愛護に寄与するというを目的に、管理士認定規則に基づき、ペット栄養管理士を認定しています。現在、約800名の管理士が当学会の認定を受けています。資格取得には、次の三つの要件を全て満たすことが必要です。まず、養成講座を全教程終了するか、大学の獣医学、畜産学、農芸化学等の課程修了者であること。次に、年2回の認定試験に合格すること。それから、本学会会員になってから認定登録を行うこと。

ペット栄養管理士の養成・認定のための活動としては、講習会を年2回、1回当たりの受講者数は約800名。それから、認定試験の実施は年2回で、1回当たりの受験者は200名ほど。

栄養管理士養成講座の内容について一例を挙げると、ペットフードの添加物については業界の自主規制や特定の動物への弊害に関する説明、ペットフードとは関係ありませんが、たまねぎやチョコレート等の食材が犬・猫の健康に害を与えるといことについてもお話をしています。

2番目ですが、学術大会を開いて、その中で安全確保に関する研究発表をしています。実績としては、ドライキャットフードと猫の下部尿路疾患の関係についての研究が学会開設以来約30件ぐらい、複数の研究機関から発表されています。また、並行輸入されたペットフードのメラミン及び関連物質というテーマが、今年の夏の大会で発表されました。

次に3番目ですが、研究者への研究助成です。研究推進委員会の業務ですが、ペットの栄養に関する研究に対して、奨励金交付をしています。安全に関する問題については、過去に応募例がありませんでしたので交付はしていませんが、今後応募があれば、奨励金対象になっていますので交付もあると思っています。

4番目ですが、学会誌の発行は年2回で、発行部数は1回当たり1,500部。安全に関係するものとしては、キャットフードのたん白質含量とスツルバイト尿石形成能、あるいは欧米におけるペットフードの品質・安全性確保制度。これらはいずれも阿部又信先生が報告しておられます。2番目の方につきましては、日本科学飼料協会から海外派遣された調査についての報告が本学会誌に掲載されているということです。それから、市販ドッグフードの油脂の酸敗の問題について原著論文が出ておりますし、本研究会の委員にもなっておられる大木先生から、FEDIAFの新しい製造基準についても報告されています。

安全に関する海外の論文の紹介例といたしましては、食餌中の銅の問題が猫の繁殖に関係するという、あるいは特定の犬種についての血漿中のタウリンの問題についても紹介されています。

海外講演派遣についてでございますが、本年2月、シカゴのPetfood ForumとPetfood Focusという二つの講演会があり、私が派遣されまして、その結果は、10月に発行された学会誌に掲載されております。

それから、6番目ですが、招待・教育講演における啓蒙活動についてです。一例として

は、ペットフードに使用する原材料と栄養学ということでペットフード工業会の講演会がとペット栄養学会の大会で講演されました。また、犬及び猫の慢性腎不全の栄養管理、こういった問題についても取り上げております。

以上、日本ペット栄養学会の紹介等、簡単にお話をさせていただきました。

○阿部座長 どうもありがとうございました。

それでは資料2から資料5につきまして、皆様方からご質問をいただければと思います。すが、いかがでしょうか。ペット栄養管理士の社会における活動についてお話しいただけますか。

○大木委員 それでは、本学会でペット栄養管理士の認定委員も務めさせていただいておりますので、実務についてご説明申し上げますと、方向性として二つに分かれております。一つは、実社会の上でご自身が当初からペットあるいはペットフードについての業務に携わっていらっしゃる方が、業務をさらに精励するために栄養管理士の資格を取っています。その中には、獣医の先生もいらっしゃいますし、動物病院で勤務されている方々もいらっしゃいます。

もう一方は、今現在はペットあるいはペットフードの業ではないが、今後、その資格を取って、その方面にも活動の幅を広げたいという方々です。そういう方は、例えば主婦の方ですとか、あるいは人間の食品の栄養関係、調理師等の方々です。この方々は、近い将来、ペット専用の手作りフードを作るとか、あるいは人間の栄養学を通して地域の方々にペットの栄養についても啓蒙・普及を図りたいという方と、栄養管理士の資格を取ることによって、趣味の幅と行動幅を広げたいという、こういう二つに大きく分かれております。すでにペットあるいはペットフードについて業務に携わっている方は、さらに活動幅を広げて、それぞれの分野で活動をされている方が多いですし、また本等を執筆される方も多くいらっしゃいます。

○阿部座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。太田委員、どうぞ。

○太田委員 ペット栄養学会というものがあることで、ペットフード全体の認識のレベルが上がっていくと思います。私ども全国ペット小売業協会は、現在、3万軒ぐらいのペットショップが全国にあります。その中で、まだ組織率は低いのですが、業界のレベル向上を目指して、3年前から家庭動物販売士という資格制度を作りました。私たち業界がすべて仕切りますと手前みそになりますので、この認定委員会には、日本獣医師会とか愛護団体とか大学の先生等に認定委員をお願いして資格制度としてやっております。この中では、ペットフードに関しての項目も相当の量を割いており、私たち販売者もペットフードについて勉強しております。ペット栄養管理士の資格を持った人が、ペットフードの販売まで携われれば一番いいとは思いますが、そこまではまだいかないと思いますので、このような私たちの会を通して、ペットフードに対する認識を高めていきたいなと思っております。

現在、3,000名の方がこの資格を全国で持っています。現在、毎年認定試験やっております、全国で800名の方が、受験の準備を進めております。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。細井戸委員、どうぞ。

○細井戸委員 国民の意識調査の概要について質問ですが、インターネットで調べられているのではっきりしないかもしれませんが、調査地域が偏っていることはないかというのが1点。それと、ペットフードの安全性について、6割の方が確保されている、4割の方が不安を感じているということですが、最近、人の食の安全等のことが問題になっていきますので、もし、人の食品に対する国民の安全意識について何か資料があるようでしたら、参考までに教えていただければと思います。

○元村飼料専門官 まず1点目、地域的な偏りがないかというご質問につきましては、これは調査設計の段階で、地域別に偏りのない人数がとれるような設計でやっておりますので、偏りはございません。

それから、人の食品の安全についての意識調査ということにつきましては、おそらく調査はあると思いますが、今は詳細がわかりませんので、また後で確認をさせていただきたいと思います。

○阿部座長 よろしいですか。

資料2の3番目の①で、6割が十分な安全が確保されていると考えているが、約4割が安全確保に不安を感じていたということですが、その中身をもう少し詳しく教えていただけますか。

○元村飼料専門官 この質問に付随して、それではどの部分が不安なのかという質問は聞いておりませんが、9ページのペットフードによる健康被害を防ぐために重要な事項は何かという設問の回答から若干はわかるかと思っています。つまり、先生のご質問の趣旨とは違うかもしれませんが、どういった部分が大事だろうということは、逆に言えばどういった部分が不安材料になり得るかということになります。

(2) とりまとめ方向に関する意見交換

○阿部座長 それでは議事の二つ目、とりまとめの方向に関する意見交換の場に移りたいと思います。事務局より資料6について説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永見課長補佐 それでは資料6、ペットフードの安全確保について（案）をご説明させていただきます。

まず一つ訂正ですが、（検討会のとりまとめの大枠）を（研究会のとりまとめの大枠）に訂正させていただきます。

本日、お示しする研究会のとりまとめの大枠、ペットフードの安全確保について（案）

はとりまとめ案の大枠を示したもので、次回、事務局より提示するとりまとめ案は、この大枠の構成、内容、また本日のご議論を踏まえたものとする予定でございます。

資料の構成としては、三つの部分で考えております。1番、検討の背景及び経緯、2番、ペットフードの安全確保の現状、3番、我が国での安全確保上の課題と対応方針ということです。

1番は検討の背景及び経緯ということで、今まで研究会で議論をする上での背景とその経緯についてふれたいと考えております。具体的には、近年の国民のライフスタイルの変化の中で、ペットは家族の一員として扱われる傾向が出てきているということ。また、このような中、メラミンを含む原料を使用したペットフードにより、米国等で犬や猫の死亡事件が発生しているということ。我が国においても、上記メラミンを含むような原料を使用したペットフードが輸入販売され、事業者によって回収されたほか、カビ毒や細菌に汚染されたペットフードが流通し、自主回収がなされる事案も発生しているということ。さらには、こうした事態を受けて、ペットフードの安全確保に関する研究会（本研究会）では、我が国におけるペットフードの安全確保について幅広く検討したということ。

2番ペットフードの安全確保の現状ですが、こちらでは、現在の事実関係をデータにふれつつ記述していくということを考えています。（1）ペットフードを取り巻く状況、（2）事業者・民間団体による安全確保の取組状況という二つのパートからなります。

（1）ペットフードを取り巻く状況については、まずペットの飼養の動向として、現在飼われているペットの大多数は犬と猫であるということ。飼育の頭数は増加しているということ。次回は、実際のデータにふれつつ記述していきたいと考えていますが、こういったことを記述し、また、ペットフードの製造、輸入、流通の実態、こちらについてはペットフードの市場が拡大しているということ。ただ、国内の流通の過半数を輸入品が占めているということ。そして、ペットフードに占める犬・猫用のペットフードの割合は94%と、かなりの量を占めているということ。

こういったことに関しまして、我が国のペットフードに関する規制の状況ということで、動物愛護法では、動物を適正に飼養し、健康及び安全を保持するよう努めることを所有者の責務としているが、ペットフードの安全確保に関する規制はないということ。飼料安全法では、飼料の安全の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保等に寄与することを目的としているが、ペットフードは規制対象外であるということについてふれていきたいと思っております。

その次の国民の意識等というところで、国民の8割以上がペットフードについて一般の商品以上の安全の確保を進めるべきとしており、ペットフードの安全確保について高い関心を有しているということ。そして、諸外国での安全確保の状況、国によって、業界の自主規制に加えて法規制を実施している例があるということ。こういったことについてふれていくことにしております。

そして、(2) 事業者・民間団体による安全確保の取組みというところでは、①ペットフード工業会による取組、②ペットフード公正取引協議会による取組み、また、日本ペット栄養学会の取組み等もご紹介していけたらと思っております。ただ、こうした取組みについては強制力がなく、また、団体に加入していない方々や並行輸入業者は、これらの取組みに参加していないという事実があるということも記述する必要があるのではないかと考えております。

3. 我が国の安全確保上の課題と対応方針では、(1)、(2)で考え方、課題の抽出をいたしまして、(3)法規制の対象、(4)規制内容及び方法、(5)その他という構成にしております。

(1) 基本的な考え方に関しましては、ペットフードの安全の確保は、ペットの生命の保護及び健康被害の防止という動物愛護の観点から緊急に取組むべき課題であるということ。また、ペットフードの製造、輸入、販売等のそれぞれの段階で、必要かつ適切な安全確保がなされるべきであろうというようなことを記述していく。

(2) 自主的な取組み及び行政との関係では、(1)の基本的な考え方に沿って、ペットフードの製造業者等と国のそれぞれの役割分担はいかにあるべきかということについてふれていく。①として、事業者及び民間団体の行う自主的な取組みがペットフードの安全確保をする上で重要ということ。②として、行政はペットフードの安全確保に必要な情報の収集及び提供等により自主的な取組みを推進すべきこと。③として、自主的な取組のみではすべての事業者において必要な取組がなされるとは限らないこと、予期せぬ事故等への十分な対応を確保する必要があること等から、必要な範囲で安全確保のための法規制を導入すべきである、というような構成にしております。

そして、(2)までの考え方を受けまして、(3)法規制の対象ということで、①として規制の対象とするペットフードの範囲についてということで、当面は国内で流通しているペットフードの9割以上を占める犬及び猫用のペットフードを対象とすることが適当。犬または猫の飲食に供するペットフードには、目的別に「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」があるが、これらすべてを対象とすべき。②規制の対象者については、ペットフードは市場に広く流通する製品であるため、ペットフードの製造、輸入及び販売を行う者に対する規制が重要であろうということを記述していく。

そして、(4)で規制内容及び方法ですが、①犬または猫のペットフードの有害物質の混入、病原微生物による汚染、カビ毒の発生等を防ぐため、リスクを科学的に評価した上で、製造、輸入及び販売の各段階において、有害な製品が市場に出回ることを防止するための措置や有害な製品が出回ってしまった場合の対応をとれるようにすべき。②基準・規格の設定、製造業者等の届け出、検査等の具体的な規制の方法について、職員衛生法や飼料安全法の体系を参考としつつ、目的に応じた規制内容とすべき。③表示は、消費者の製品に対する理解を容易にするとともに、安全上の問題が生じた場合の的確な対応を確保す

る上でも重要であり、ペットフードの表示に関する公正競争規約を考慮しつつ、重要な情報が表示されるよう確保することが必要。④特に輸入品に関しては、一部の製品について輸入者の氏名が明らかにされていない等の理由によりトラブルの生じる可能性があり、輸入者の責任の明確化が必要。こういうことを記述していくという案でございます。

最後に、この法規制に関連する事項、法律には書かれないような事項にはなりますけれども、今後すべき事項ということで、(5)その他としてあげました。①規制の導入までにしかるべき期間を設けるとともに、事業者への規制内容の周知、啓発を行うべき。②規制の実効性を確保する上で、関係機関の体制整備が必要。③行政、事業者、獣医師等の関係者は、ペットに対する給餌に関する情報の収集及び提供等により、ペットフードの使用者である犬または猫の飼養者が、給餌について正しく理解し、動物の種類や習性等に応じて適正に使用することを促進すべき。

以上でございますが、こうしたことを次回お示しするとりまとめ(案)に記述することで考えておりますので、大枠をお示しさせていただきました。

○阿部座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料6につきまして、皆さんからいろいろご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○細井戸委員 この骨子は、今までの検討の結果が出ていてとても良いと思います。

先にご紹介があったように、日本ペット栄養学会が、栄養の重要性ということについて10年近く取組んでおられるとのことでした。一方、私ども動物病院等でも、動物の看護師等の方が、実際にペットに対する栄養指導やフード指導を熱心にやるとしています。また、ペット販売士等の方々もそれを学んでおられるということでした。基本的には学会主導の中で、販売する人、あるいは動物病院に勤めている人間に対して啓発活動を行い、さらに一般の飼い主にそれを広げていくというようなことについても、その他のところで明示してはどうかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。大木委員、どうぞ。

○大木委員 この中に事業者という言葉が出てくるのですが、最終とりまとめのときに、事業者というのがどういう方々を指しているのかを、もう少しわかるような書きぶりをしていただければと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、細井戸委員。

○細井戸委員 せっかくペットを飼っていない国民の方の理解も得られているということが明確になっておりますので、ライフスタイルの変化云々ではなくて、具体的に室内飼育の増加ということを明確にされて、ペットフード自体が、ペットだけではなくて一般の人にも直接的あるいは子どもにも影響を与えるというようなことも、どこかで記入した方が

いいかなと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、渋谷委員。

○渋谷委員 2ページの(3)法規制の対象のところですけども、食品の対象としては、「総合栄養食」、「間食」、「その他」の目的食、すべてを含むということになっています。そうすると、例えば家庭でクッキー等を焼いてだれかに販売したり、学園祭等で学生が作ったクッキーを売る等ということも含まれ、範囲として広過ぎるのではないかと思います。ただ、どこで区切るかは難しいので、全体をもし含めるのであれば、食品の重要度ごとに規制を段階的にする必要があるのではないかと思います。その点はどのようになっていますか。

○阿部座長 現時点では、そのあたりについてどのようなお考えですか、もし事務局の方でお考えがあれば教えてください。なければ、今のお話のように、今後詳細を考えていくということかと思いますが。

○元村飼料専門官 この研究会でいただくご意見を踏まえまして、今後の課題だと考えております。

○阿部座長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 今の渋谷委員の意見に関係したことなのですが、ペットの食べるものということになりますと、今申しましたように、容器に入っていないクッキーのような食べものもあれば、そうでなく、容器に入って売られているものもあるかと思えます。一般にペットフードとして市販されているものについては、ほとんどが缶詰であったり袋状の容器であったり、容器で販売されているのが実態ではないかと思えます。

一方、(4)規制内容及び方法のところ、その④のところ、一部の製品については輸入者の氏名が明らかにされていない等からトラブルがあるということが問題点として挙げられておりますので、そういう意味では、クッキーのように単独で売られているものよりも、まず実情に合わせて、容器に入れて販売されているものから、何らかの法の対象にしていくというようなやり方がいいのではないかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

今のお二人のお話につきましては、具体的な品目、基準や規格というようなことになると、多分、ワーキンググループで詳細を詰めないといけないということになるかと思えます。そうなるかどうかは、今後の事務局のご判断なわけですが、専門家を含めたワーキンググループで、どのような基準でどれをどのように扱っていくかというようなことを検討していただければよいと思えます。判断はお任せいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、奥澤委員。

○奥澤委員 先ほどの細井戸委員から、室内飼育が非常に増えてきて、子どもがペットフードを食べることも想定にというご意見がありました。実態としてそういうリスクがある

ということを述べることは反対しないのですが、ペットフードを人が食べるという前提で議論していくのは行き過ぎだと思います。ただ、そういうリスクがあることを意識して、関係者、特に飼い主の方は、ペットフードを管理することが大切だと思います。

ペットにとって安全で、栄養的にも有効なペットフードが供給されることはもちろん重要なことですが、その辺が混同しないようご配慮いただければと思います。

○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、大島委員。

○大島委員 3ページ目の(4)規制内容及び方法は、防止についてはふれられていると思いますが、防止だけでなく、監視システムや再発防止策、あるいはリコールについてはいかがなものでしょうか。

○元村飼料専門官 (4)の①のところで、有害な製品が出回ることを防止するというのとあわせて、有害な製品が出回ってしまった場合の対応をとれるようにすべきということを書いております。それから(4)の②のところで、基準・規格の設定、届け出、検査等ということで、そういったツールの中には、検査も含めた表現とさせていただいておりますが、さらにご意見がございましたらいただければと思います。

○阿部座長 奥沢委員、お願いします。

○奥沢委員 国民意識調査の概要がまとめられていますが、ここの⑦というところに、特に犬とか猫で市販のペットフードへの依存率が高いということがまとめられています。せっかくこういう調査も行われておりますので、今、大枠で示されました2の(1)の②のところに使用の実態も付け加え、今の内容も紹介されると大事な問題であることが強調されるのではないかという気がいたします。

○阿部座長 太田委員、お願いします。

○太田委員 3の(2)自主的な取組及び行政との関係で、民間団体の行う自主的取組がペットフードの安全を確保する上で重要という項目があります。私もそうと思いますが、先ほどの意識調査の中で、ペットフードは十分な安全性が確保されていると思うかという問いに対して、約4分の1の人が確保されていないという統計があります。これは10月の時点ですが、1週間程前にあるメーカーが内容表示が違うということで、マスコミで騒がれておりましたので、今、これを調査すると、この数字はもっと増えているのではないかと心配です。

もちろん、ペットフード取引協議会がありますので、そこで細かい自主規制をしていると思いますが、先日、公取協議会の方で5%ルールという話がありまして、5%入っていれば表示ができると。しかし、私は、95%が違う成分ということを消費者は納得するかどうか疑問です。これは、今お店で売っているビーフジャーキーですが、ビーフが5%入っていて、95%がほかの内容です。一般の消費者がこれを知ったときに、ビーフジャーキーとして表示することを納得してくれるのだろうかという心配があります。今回のペットフードの材料表示に関しては、現場でお客さんから苦情やいろいろな相談を受けてお

ります。ぜひ、ペットフード公取委員会では、第三者を交えた委員を入れて、現在の消費者の感覚に見合った基準づくりが必要だろうと思います。単なる業界の自主規制だけでは、将来大きな問題が発生するような気がいたします。

以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

そういうことも考慮しながら、先ほどワーキンググループという言い方をしましたけども、その名称が適当かどうかは別としても、そういう検討も必要だということです。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 今、太田委員からのご指摘がございましたので、一応、業界の方から出ておりますので、一言申し上げます。

国民意識調査の中に、ペットフードを購入するときに、安全を確認するためにどういうところを注意してみるかという設問があったかと思います。その中で出てまいります上位の回答として、原材料と原産国と添加物というものがございます。この三つは、業界としても認識をしております、その中で、今まで業界が最も取組みが遅れてきたものとして添加物表示というものがございました。まず、添加物を使っているものは表示をしなければいけないだろうということで、今年の6月から、ペットフードの製造に使っている添加物についてはすべて表示をするというルールを取り入れました。今回、原材料についても、もう少し考えてほしいという意見をいただきましたので、これについては業界の中へ持ち帰ってまた検討をさせていただきたいと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、渋谷委員。

○渋谷委員 今回の（案）の1. 検討の背景及び経緯というところに、（1）ではペットの家族化の傾向という表現が使われていますが、（2）の方では事件が発生したとだけ書いてあって、傾向については述べられていません。一方、資料4のペットフードのリコール等事例についてを見ると、今年の3月16日のアメリカの事件を境にして、それまでは年に1～2件しかなかったのが、今年の3月から9月だけでも多数の事件が報告されています。これはリコールになるような事件が増加傾向であると言えると思いますので、それを表現に加えてもいいのではないかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

これは私論ですが、いわゆるペットというのは、愛玩動物ですが、今の犬や猫は、それよりも認識の範囲が拡大して、伴侶動物とでもいう存在になっているのではないかと思います。そういったものに対して、動物愛護の精神から、これからは、こういったことが必要なのだということを入れて、とりまとめていただければよいと思います。

ほかにかがででしょうか。藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 3の(4)の規制内容及び方法の①のところですが、目的としては、安全なペットフードを流通させるということが大原則になろうかと思いますが、その中で、リスクを科学的に評価するということが出てきます。現実的にはゼロリスクというのは相当難しいですので、リスク評価を科学的に行っていくことになるかと思えます。

ただ、法律の中では、リスクをずらずらと挙げていくのは難しい作業になるかと思えますので、方向性としては、安全なペットフードを流通するという精神でよろしいかと思えます。具体的に、それでは安全とは何かという話になった場合には、リスクとしてはどういうものが可能性として高いのか、リスクが起こる場合にはどこで起こるのか、リスクの発見をだれがするのかということが重要だと思えます。そのだれが発見をするかということは、情報がどこから来て、その情報をだれがだれに伝えて、その次に二次災害等を防いでいくかというところで重要になってくると思えますので、このリスクの評価のところには、いろいろなケースを皆様方のお知恵を拝借しながらケーススタディをやっていく必要があるのではないかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

予定していた時間よりも、まだかなり時間に余裕がありますが、皆さんから沢山のご意見をいただきましたので、いただいたご意見を事務局の方でこのフレーム枠の中に反映していただき、次回に中間報告としてとりまとめていただくように、よろしく願いいたします。

(3) その他

○阿部座長 それでは、事務局の方から、今後のことについてお願いいたします。

○植田動物愛護管理室長 どうもありがとうございました。

次回でございますが、第5回、最終回の予定でございますけれども、11月30日金曜日の開催を予定しております。詳細な時間等につきましては、改めて事務局からご連絡申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【阿部座長】 ありがとうございます。

次回は11月30日ということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、きょうの研究会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

3. 閉会